

のか、この点も明らかにしていただきたい。

○石田国務大臣 この労災保険の中に、いわゆる自営農民を入れるようにいたしました制度、あるいは一人親方の特別加入を認めた制度、これは労災保険の本来のあり方といえますか、本来の使命からいいますと、ことばはよくありません。本来からいえば、雇用関係にある者に限定せらるべきものであります。そこで、サービスの部門に対する補償のほうが本来のものより手厚くなるということになると、これは本来転倒に相なります。したがって、おのずからそこに限度がある。結局労災保険で本来扱っておる基準に沿って、これから農林省、農業団体の人々と意見の交換を行ないつつ定めてまいりたい。いまのところ、具体的に機械に限るとか、どこどこは入れないとかいうことをきめておるわけではございませんが、基本的な考え方としては、先ほど申し上げましたような考えでございます。

○淡谷委員 機械による災害のほかに、最近の農業による災害が相当ひどいのであります。特にパラチオン剤などは、従来なかったような例を出しておるのであります。これは、農林省、お調べになっておられますか。前には石灰窒素なんかによる被害もだいぶあったし、特に最近のパラチオン剤系統のものは非常に大きな被害を与えておるようですが、これはどうなっておりますか、これもまだお調べになっていませんか。

○玉置説明員 パラチオンにつきましては、現在までのところ被害は毎年少しずつ減ってきてはおります。しかし、やはり年に千件近くの事故を起こしております。この取り扱ひ方につきましては、私どものほうで年々減つてまいりまして、指導しておるのでございますけれども、ちょっといま統計をはつきり覚えませんが、やはり管理上のミス、それから自殺、他殺等の問題がございまして、年に千件近くの事故を起こして、たいへん遺憾には存じております。ただ、もう一つの方法といいたしましては、現在パラチオンの使用量は年々減つて

きておりまして、毒性の少ないスミチオンがこれにかわりつつありますので、そちらのほうの使用を推奨しておる次第でございます。

○淡谷委員 大臣、いまお聞きのとおり、農林省ですら機械による災害はほとんど聞いていないのに、農業の被害は相当程度押えておるようでありますから、これから農民団体といろいろ交渉されてこの範囲をおきめになるのでしたら、そうした具体的な災害の事実を目をおおわれないように、ひとつお願い申し上げます。

○石田国務大臣 そういう方針でやっておりますが、こゝでもう一つその前提として御理解いただかなければならぬことは、労災保険法で補償いたしましては、それぞれ会社、事業場等においてきわめて厳重な安全規則を設けてもらひまして、その安全規則を守つていながらなおかつ生じてきた災害、そういうものについて補償するということとんであります。したがって、まあこれはわれわれのほうでやるというよりも、農林省のほうでも、農民の安全を確保するために、あるいは職業病あるいは職業病類似の災害を少なくするようにするために、詳細な対策を講じた上でやつていただかないと、保険金計というのはいちまちまちぶれてしまいますので、そういう点もやはりあわせて考えていかなければならぬ問題だと思つておる次第であります。

○淡谷委員 それはおっしゃるとおり、確かにいまの農民の毒業の扱いや機械操作のいろいろな注意などは、足らぬ点はあると思ひます。これは農林省においても十分に御指導願ひたいと思ひます。これは自営農民といふものを持つておる一つの特色なんです。現実はどうにもならぬものがないでございます。

そこで、林野庁の問題に入りたいと思ひますが、農林業の中でも、林野庁の仕事は国の範囲で行なつております非常な大きな農林業だと思つております。これはまさか自営農民のように、機械の使用につきましても、あるいは農薬の使用につきましても、大臣が心配されるような野方図な形

はとつてないかと私は確信いたします。それにもかかわらず、最近やかましくいわれております、あのいわゆる白ろろ病の問題、これは相當なケースがあつており、かつ昭和三十四、五年からこの問題は出ておるようでございまして、この一般状況について、長官にひとつ御報告願ひたいと思ひのであります。

○田中(重)政府委員 白ろろ病の問題につきましては、昭和三十八年にアンケートの形式をとつて、その発病の自覚その他について調査をいたしました。それで、チェンソーを使用する作業員が約四千人ばかりおりますが、そのうち約三千人程度の調査人員に対しまして、その程度は別として、異常を訴へましたのが五・七％、そういうようなことになっております。それで従来このチェンソーの使用、それからそういう症状といひますか、現象との因果関係、これについては専門家に委嘱をしましていろいろ調査を願つております。その内容につきましては係から申し上げたいと思ひます。

一方、この症状、つまり白ろろ病と通称されるこの症状は公務による疾病と考えられるかどうかという点につきましては、人事院と協議を進めておりますと同時に、それぞれ各現場からそういう症状の実態について、これを、それぞれの嘱託いたしております医師の診断を添えて林野庁のほうへ届けてくれというふうな現在進めております。現在のとこ人事院規則では、この症状については人事院規則によるところの職業病という指定にはなつていないわけでございます。そこでやはり人事院規則にいつていておるところ、その他の明らか

に公務に原因すると認められる疾病というものに該当するかどうかについての協議、そういうことを進めてまいろう、そうしてそういうものであると認定ができるものについて、極力手厚い保護を加えてまいりたい、こう考えております。

○淡谷委員 労働大臣、やはり林野庁の現場で働く諸君の労働災害などは、これは農業にかかわらず、当然いまの労災保険の対象になると思ひので

すが、その点はそのとおり理解してよろしいのでしょうか。これは明らかに雇用関係ですから。

○石田国務大臣 これは労働基準法では、さく岩機その他等という規定があります。われわれは、白ろろ病、チェンソーによる疾患は対象になると考えておりますが、これは一般論であります。ところが公務員の場合は、人事院規則で定めなければならぬので、いま林野庁長官のようなことに相なつておると思ひますが、しかし、これはもう人事院規則の改正で済むことでありますから、私らのほうは当然入るものだと思ひて

○淡谷委員 基準局のほうにお伺ひしますが、基準法の施行規則三十五條の十一号、その条文によりますと、明らかに「さく岩機、鋸打機等」と「等」がついてゐるのですが、人事院のほうは「等」はつけてないのです。一体同じ官庁の規則が、片方は「等」がついてゐるから、拡大解釈ができ、人事院のほうは故意か偶然か知りませんが、「等」という字を落として、これはもう文字の上では「等」が一つですが、受けるほうにとつては、非常に大きな影響を受けるのですが、どうしてこの「等」を落としたのですか。もっと早く取り上げればよいと思つたのですか。

○村上(茂)政府委員 私がお答えするのは適當かどうかとも存じませんが、この災害補償立法の立て方といひましては、災害原因と負傷疾病との因果関係がかなり明確でございますので、各国の立法例を見ましても、その点については、そういう負傷とか疾病名は特記してないのでございまして、いわゆる職業病については、職業とないしは業務との因果関係が必ずしも明確でないものがあつたので、その因果関係が明確に把握できないような疾病のみを特記いたしました。これを職業病として扱い、その職業病については、責任は労働者側でない。いわばそういう疾病が発生しましたならば、請求権的な形でその補償が受けられるというように職業病を特記をしてゐる立法

ように努力をしたいと思っております。

それから、後段の問題につきましても、固定したものでなく、やはりいろいろな新しい機械の導入や新しい事態の出現に対応できるような考え方で進めたいと思っております。思っておりますが、二つやはり原則がございます。一つは、本来、労災保険の基準を越えるわけにいかないのだということ。それからもう一つは、やはり自発的に安全規則なりあるいは安全思想の普及なりと並行していききたい。それをやってもらわないと、こちらの本来の労災保険の適用の範囲においては嚴重な安全規則を設けて、それを守らないで本人の過失の場合には除外される規定がいろいろあるわけですね。片方は規則も何もありませんでというわけにはまいらない。こういう点については、農林省の十分な御指導と相まっていかなければならない、こう思っております。

○淡谷委員 いまの大臣の御答弁の中にたいへん重要な意味が含まれていると思うのです。自営農民の場合には自分がその事業の経営者ですから、これは配慮をする義務が十分あると思ひます。貧しさで追い立てられるということ以外には、制約その他はないでしょうが、いまのような林野庁という一つの雇用形態の中で働いておる労働者諸君には、その安全を守るような自主性が与えられていないと思う。いまの林野庁長官の御答を聞いておりますと、お調べになったのは三十八年くらいからですね。白ろう病の出るのはチェーンソーが入ってから三年、四年目が一番ピークのようですね。入ったのは一体何年ですか。

○田中(重)政府委員 チェーンソーは最初外国製品が輸入されて、その使用から始まったわけでありまして、それも例の北海道の大風倒木の発生、あれの処理によってチェーンソーが導入された。それは昭和三十年ごろからというふうに記憶をいたしております。その後そういうような症状についてはあまり聞いていなかったのですが、いま書いているように、昭和三十八年以後その害が出てまいりましたので、昭和三十八年以後その

調査に入った、こういうことでございます。

○淡谷委員 三十八年というところからいいますね。ピーク時がだいぶ過ぎてからの調査らしいので、この間全然労働災害の扱いも受けて、職業病の扱いも受けないで首を切られたというものが相当ありますね。これはやはりもっと端的に、新しい機械が入ったからこの機械の影響をお調べになるのが雇用最高責任者としての長官の義務だと思ひますが、その点はどうお考えですか。これは訴えられるまでもなく、新しい機械が入ったその影響をお考えになったらよろしいと思ひます。

○田中(重)政府委員 適正な労務管理から申しまして、新しい機械あるいは新しい薬剤その他を導入された場合には、それが可能性を持つと考えられるような、あるいは予想し得るようないろいろな障害を防ぐ意味で、あわせてその防止をくふうしていくというような措置が必要であるという点は先生のおっしゃるとおりだ、かように考えますので、極力そういう方針で今後進めてまいりたいと考えております。

○淡谷委員 全林野の労働組合が、三月三十日に「国有林における白蟻病の調査とその問題点」というパンフレットを出しております。これは現地を即しまして、一人一人ひざ突き合せて調査をしました非常に貴重な体験の記録だと思ひます。これはむしろ、労働組合も必要ですが、林野庁自体がおやりになったほうがいいと思ひます。さらに今度岩手県の黒沢尻の済生会の総合病院の外科医長の鎌田正俊という人が出しているチェーンソー使用者の手指障害についての調査報告書というのが送られてきた。これによりまして、明らかに白ろう病を患えたり、あるいはしびれを感じたり、吐きけを催したり、これはチェーンソーからくるのだというふうにきめていけるので、さらにレントゲンの撮影の結果、関節が非常に異状を呈してきている。これはここに書類がございまして、はつきりレントゲンの観察の結果を書いてきております。この労働組合その他實際被害を受けた諸君の病情がそのままに林野庁に

伝わらない一つの理由があると思ひます。それは雇用関係です。職業病が職業病でないかわからないというままだに、これはどうも現地のほうではそんなにいやなやつやめなやつというふうに言うらしいのです。配置転換もやるでしょう。場合によつてはやめてもらうでしょう。それがこわいから病気になるのも病気だと言わずに、まんして働いておる例が相当出てきております。これはやはり組合に対しても対抗意識などは持たないで、これは山林労働者共通の問題でございまして、やはり現地一線の調査というものを非常に重要視して、すみやかに対策を講じていただきたい。これはチェーンソーの国内産のものもあるようですね、外国のものもあるようですが、これらの性能なりあるいは使用時間の問題、さまざま問題がございまして、その点などもこの際早急に御処置願わないと、この労災保険の適用にあたりましてはさまざまな難点が生じてくる。

それからさらにお聞きしたいのは、どうして二人でやっておりますか。ツーマンのシステムを一人のシステムにお変えになったのですか。チェーンソーでも二人でやっておりますのはあまり——あまりと申しませんが、被害は比較的小さかったものが、ワンマンのシステムをとつてから非常に被害が伸びていくようになります。これは一体どこにそういうふうなやり方の変化を起すような原因があったのかお聞きしたいと思ひます。

○田中(重)政府委員 作業員の労務管理につきましては、これは常にそれぞれ現場現場に専門医を配置しまして、そうしてその衛生管理、健康管理につとめていくわけでございます。その健康診断によつてそれぞれその人の適性検査、そういうこともあわせて行ないまして、できるだけ仕事にふさわしいところへ配置するというところで、災害あるいは疾病を避けてまいりたい、こういうことで、作業員の健康を保護したい、こういう趣旨でやっておりますわけでございますから、そこである疾病を持つておるからという理由にして、特にそれが公務による災害であるという場合にはか

かわらず、いまお話しのようなことでそれを解雇する、あるいは採用しないというふうなことはやっていないつもりでございます。やはり本人に働く意思と能力があれば——もちろん健康でなければならぬわけでございますが、それぞれのその人に応じた場所であつたというところでやっておりますわけでございます。

〔産谷委員長代理退席、小沢(辰)委員長代理着席〕
それから、その次の、ツーマンソーを切りかえたということについては、いままでのツーマンソーの場合、チェーンソーを使わないもう一人の作業員の仕事について、能率上そういうような作業形態でいかどうかという検討の結果、ワンマンソーがいいのじゃないかというふうな考え方もあるわけでございます。しかしながら、現在のもろもろの調査によつて、チェーンソーの使用とそれによる症状との因果関係が時間的に何か明らかにすることは、操業時間その他について十分に注意して、そういう支障のないようにやってみよう、こう考えております。

○淡谷委員 その前に、チェーンソーなどのような新しい機械を入れた場合は特にそうですが、出来高払いの制度です。いわば請負制度です。これはやはり働く人の心理としては、その当座の健康のことなんか顧慮しない、出来高を競うあまり無理をするようになるのじゃないですか。これは見ておりますと、製材とかまきの製造なんかでも、ほとんど能率を上げるために非常に無理をして、實際機械の制約以上の労働時間まで無理をやつておる例があるのですが、直接雇用で働く場合に、請負みたいな出来高払いというふうなことは特に機械などを使用する労働者には不適当ではないか。どう考えますか。

○田中(重)政府委員 それは日給制と出来高制との制度的な比較論の問題になると思ひます。出来高制はいわゆる請負ではないのでございまして、けれども、やはりああいう、先生御承知のような青天

井で自主性を持ってといいますが、特に工場のような場所で工員が工場長のもとで働くという形ではなく、林野に散在をして仕事をやっていくという場合に、その人が自主性を持って働くというような点でやはり一つの賃金支払いの方法である、事業に従事する一つの形態である、そう考えられておるのでございますが、しかしながら、大体出来高制で日給制を採用する場合でも、ほぼ一日の労働時間は八時間、それが大部分のようでございます。その間チェーンソーを実際に使用してそれを握っておる時間、これはそのうちの三時間ないし五時間——これは一つの例でございますが、その他伐木、造材に必要なほかの仕事を含ませ、その作業員は八時間というふうでございます。しかしながら、そういう労働強化になるためにその作業員の健康が害されるということは極力避けるように指導してまいりたいと考えております。

○淡谷委員 これは長官のほうにしましたらできるだけ労働の能率をあげようということとはわかりますが、本来ならば健康をそこねるような仕事をしている者は、長官としては、むしろ出来高払いの場合でも上を押えて、これ以上働いたのでは健康を害するからもうチェーンソーを使う者はこの時間より以上に働いてはいけないという上のはこの限定をつけるのが労務管理としては当然だと思ふ。やったことがないそうですから、労働大臣もあまりサービスが過ぎると労災保険の制度が持つていけないということを心配されているようですから、これはやはり労災制度の改正を幾らやりましても、労災自体を少なくするようなことを考えませんか、労働大臣のいまのような御心配が出てくると思ふ。一般の農家にやらせるというのは相当苦労がありますから、農業労働の一つの基準ともなるべき林野庁あたりの労務管理は、労働者自体の健康というものを非常に重要に考えて規定されませんか、続々こういうふうな事例が出てくると思ふ。

同時にまた、賃金の問題ですが、一生懸命に出来高払いで馬力をかけていると賃金も上がる。健康をそこねても賃金上がる。したがって、単価は下げてほしい、こういう観念を持ってもられていくような傾向が賃金ベースの変化を見ますとはつきり出てくるのです。これは長官もおわかりでしょう。営利もつけようですけれども、林野会計などは特別会計のうちでもいいほうの会計なんです。それから、あまりそう神経質にならずに、命をすり減らしても利益をあげるようなやり方はおやめになっていただきたい。特にチェーンソーが入って八年目に調査を始めたようですが、問題はチェーンソーじゃないと思ふ。たとえばブッシュクリーナーにしても、これは同じような振動機具です。このブッシュクリーナーについての被害もそろそろ出てきているようですが、これなども私はあえていま取り上げませんけれども、白ろ病などと同じように重要にこの影響などはお考え願いたい。

さらにさつき労働大臣にもお願いしておきました。また、薬品の問題です。これは私の青森県に起こった問題ですが、例の枯殺剤の問題です。人畜無害などといっておりますが、これは明らかに害がある。発火もしやすい、草を焼き尽くすのですから。それが作業衣について火が移って非常な災害を起こしたのは長官もおわかりだと思ふ。こうしたブッシュクリーナーなりあるいは枯殺剤などによる災害はどれくらいの数にのぼっているか、御調査ができておるかどうか。

○田中(重)政府委員 ブッシュクリーナー、それから枯殺剤につきましては、いまのところ枯殺剤については、先ほど先生のお話のような発火事故がございました。この点について、枯殺剤の製造についてそういう引火性の強くないような、しかしその効果を削減しないような改良を進めております。

それからブッシュクリーナーにつきましては職員部長からお答えいたさせます。○森説明員 ブッシュクリーナーにつきましても、これも三十八年の調査で白ろ病現象につきましても調査しておりますが、チェーンソー五・七割に對

しましてブッシュクリーナーのほうは症状を訴えましたものは一割程度であります。

○淡谷委員 さつきも話しましたが、役所のほうで調べる場合に、病気になるまで首切られるとか配置転換をされるとかというような心配が非常に強いようですから、そのために調査も過小にならぬように、この際大胆にやはり前進してやっていた方がいいと思ひます。枯殺剤は一体種類は何を使っておるのですか。

○森説明員 大体塩素剤を使っております。それで枯殺剤につきましても発火事件というものは私も二、三件聞いておりますけれども、この中毒症状と申しますか、そういうものにつきましても、われわれのほうではまだ承っておりませんで、これを吸いました場合目まいがしたとか吐きけがしたとかいうようなことを正式には聞いておりませんけれども、いろいろそういうようなことを組合の方々から聞いた例もあります。それを正式に報告は受けておりません。それでこれはだんだん粒状が多くなっておりますが、そういう粒状の枯殺剤を使うということになれば防げるのではないかと、こういうふうなことを考えております。

○淡谷委員 これは荒草を殺すわけですから、たんなるなかに使います二四Dなんかのように弱い枯殺剤ではないわけですね。これはいろいろな事情で表面化しないかもしれせんけれども、かなりの被害がやはり出ているのです。これは一体この会社の何という薬ですか。

○森説明員 いまちょっと資料を持ち合わせておりませんので、後刻……。○淡谷委員 さつきパラチオン剤の話も出ましたが、農業の使用は製造元の宣伝によるのが非常に多いのです。これはむしろ試験的に使うのであつても林野庁の仕事などは非常にいい試験合になると思ふ。そのために使っておる労働者がモルモットみたいになされてはたまらぬと思ふ。パラチオン剤もそのとおりです。もっといい薬があるのです。が、やはり農業会社の宣伝に使われている、そういうのが非常に多い。一体この枯殺剤の粉剤と粒

剤、粒剤のほうは被害が少ないのでしょうか。その粒剤に切りかえようとしたのはいつですか。

○森説明員 三十六年ころにそういうような中毒症状と申しますか、そういうような話が出たものでございまして、三十七年から粒状にかえるようにつとめているわけでございます。

○淡谷委員 これは非常に広い地域にわたる林野庁の仕事ですから、農業といつてもばかにならぬと思ふのです。これは買った会社もわからぬといふのですが、年間どのくらい買っておるのですか。これはどうも決算委員会みたいな話になりますけれども、おわかりにならないければあとで調べて報告していただいてもけっこうです。

○田中(重)政府委員 枯殺剤につきましてもは特定の会社だけではございせんので、それで後ほどそのメーカー、それからメーカー別の購入数量を御報告したいと思ひます。

○淡谷委員 労働大臣、いまお聞きのとおりです。まだ農業における機械の管理、農業の使用の方法については林野庁ですけれどもこれくらい放漫なんですね。ですから、これは労災保険の改正にあたりましては、やはり労務管理の面において災害を起さぬということを第一に考えて、それでもどうしても起こった災害に対しては手厚く補償してやるという本来の観念に立つべきがほんとうだろうと思ひますが、大臣のお考えをあらためてお聞きしておきたいと思ひます。

○石田國務大臣 これは私、全くしろうとでありますから、たとえばチェーンソーの被害を防ぐために振動が直接手にさわるような方法はないだろうかとかすぐ考えるのであります。そういうような保護策も考える、あるいはその振動を受けける時間を一日一定時間に限るといふような点について、労務管理上あるいは安全衛生管理上の十分な注意が払われませんか、これはどうもあとと始末だけが先に進んでしまふという結果になることは御指摘のとおりであります。そしてそちらのほうは不十分であるからこちらのほうでよい手当てせよといわれても、これは先ほどから私も

が繰り返して申し上げておりますとおり、一般の
労災保険の本来の姿は厳重な安全規則を守ること
が前提になっておる。そうしないといふ非常なへん
ばなおかしなものであります。言うまでもなく、
農林省におきまして十分の御指導と御準備をお願
いいたしてまして、といつて私どものほうでそう
いう規則をつくつて——実際業務に携わつていな
いのでありますから、規則をつくつて押しつける
という性質のものではむしろありません。そうい
う点と相まって効果をあげてまいりたいと思つて
おります。

○淡谷委員 冒頭お答えがありましたとおり、こ
の労災保険というものを農業方面にまで適用する
ためには、いまの自営農民の把握ということには非
常にむずかしい問題が生ずると思ひます。特に災
害を受けた者自体の注意となりますと、これまた
千差万別だらうと思ひます。まず農業労働のモ
デルケースとして取り上げられるのは林野庁の仕
事だと思ひます。農林労働者を一番組織的に使つてお
りますから、この辺で遺憾のない体制をこの際
勇氣を持ってやつていただきたい。たとえば、
チェーンソーの問題にしましても、外国ではそう
いう例がないからと申しますけれども、外国の山
林と日本の山林とはだいぶ土地の様子から違つて
おるのです。ある坂道に踏んばつてチェーンソーを
使つていまして、手だけでなくて腰にもくもるの
が当然なんです。足にもくもるのです。そういう点
なども機械を入れた場合に万全に予想しまして、
その保健対策なり災害に対する対策をお考え願ひ
ませんと、思わざるところにやはり大きな失敗を
招くと私は思ひます。これはさまたま問題がこれか
ら生ずると思ひますけれども、さしたあたり問題
になつておりますのは白ろう病、これだけはぜひ
とも速急に職業病として指定され、人事院のほう
でも「等」ということばにこだわらないで、基準
局のほうあるいは労働省のほうとも一致した見解
のもとに、大胆にこれを取り上げまして、この
病気で悩まされております相当数の労働者にひと
つ喜んで働けるような道を開いていただきたい

と思ひますが、その点を最後にお伺ひいたし
ます。

○石田國務大臣 先ほどの質疑応答でよくお
聞き取りのとおり、この問題については議論が分
かれてゐるのではなくて、要は事務的な処理を急
ぐといふことが大切でありますから、お説のよう
にすみやかに処理できるものと考へております。

○淡谷委員 ぜひそう願ひたいと思ひます。
それからなお林野庁長官にこの際お願いしてお
きたいのですが、チェーンソーを使つてゐるのは
国有林だけじゃないですか。民間の山林でもやは
り使つてゐるところがあるのです。それが国有林
のほうに計数が出てきますが、民間のほうは出て
こない。出てこないのは、ないのじゃないと思ひ
ます。これはあつても、やはりいまの山林業者
のやつておられます経営というものは、労働者が芽
の出るすき間もないくらいにやつつけられると思
ひます。このまねはしてまいりたくない。やは
り山林労働者はこうあるべきだといふ国家的観点
に立つた態度を堂々と打ち出せるような林野行政
をやつてもよいと思ひます。経済的に成績をあげ
ることも必要でございましょうけれども、それよ
り以上に、山林労働者がどういふ労働条件に置か
れ、どういふ労働管理をするのが理想かといふこ
とを示すような氣風をもつてまずこの国有林の管
理経営に当たつてもよい。このことを最後に
御要望申し上げます。

確かに、チェーンソーによる白ろう病が大騒ぎ
になつてから手をつけ出したといふのは、これは
何といつても林野庁の失態です。少くなくとも日常
から現地一線に働いておられます労働者の声は虚心
たにかいにお聞きになつて、直すべきは直すとい
う態度でお進め願ひたい。将来における労災保険
の農業適用の問題としては非常に重要な突破口に
なつてゐるのでありますから、その点に對して長
官の御決心のほどをお聞きしておきたい。

○田中(重)政府委員 前段の民有林の問題につ
きましては、民有林は大体三万台程度のものが稼働
してゐるようでありまして、それで各県に對しまし

て白ろう病に關係したそういう症状の發生等につ
いて話を聞きましたところ、岐阜県から若干の報
告があるようでありまして、さらに各県を通じ
ましてその実態の把握につとめるように現在指導
をしてゐるわけでございます。

なお、後段の林業労働者の衛生管理、災害防
止、この点につきましては、先生のお説のとおり
に特に前向きな姿勢で、ことに新しい機械になり
あるいは薬剤などが導入されるという場合には、
あわせてその災害防止等の研究を進めてまい
るということ、それからいまの民間の災害防止につ
いては、先般の労働災害防止関係等に関する法
律、あれによりまして、林業についてはその団体
が結成なり活動いたしておりますので、そういう
もの等の協力を得てその防止、そうして労働者
の健康の保持、災害防止につとめてまいりたい、
こう考へております。

○淡谷委員 災害を受けた労働者について
は、この労災保険が十分に適用できるような措置
をすみやかにとつていただくと同時に、あるいは
さつきお話ししましたツーマンソーのやり方とワ
ンマンソーのやり方でも、あるいは労働時間の問
題、さらに管理とか、特にマッサージその他の健
康保全の措置なども十分配慮されまして、労働災
害で適用されるからといって安心して、また災害
がどんなふうに出ないようになつて、これを労働大臣の頭痛
の種にしないように十分なる御配慮をお願いいた
しまして、私の質問を終わります。

○小沢(辰)委員長代理 午後一時三十分まで休憩
いたします。

午前十一時四十八分休憩

午後二時三十二分開議

○松澤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
労働関係の基本施策に関する件について調査を
進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許しま
す。吉村吉雄君。

○吉村委員 私は、いまたいへん問題になつてお
りますところの賃上げの問題を中心にする労使の
紛争、その中での公労協関係の問題、特に電電の
労使の関係、こういうことについて、若干質問を
しておきたいと思ひます。

まず初めに、電電総裁にお尋ねしたいのです
が、総裁が新たに任命をされましたのは、二十日
の閣議で決定、こういうふうになつておりますけ
れども、その二十日の日に総裁が新聞で談話を発
表してあります。この談話はたいへん異例なもの
だといふふうに新聞も書いておるのですけれど
も、通常、新たに任命をされたといふような場合
は、今後新しい任務のために云々といふようなこ
とが言われるのですけれども、あなたの第一声と
いふのは、いま電電の労使の紛争の中でいろいろ
問題が起つてゐる、したがつて、この紛争にあ
つたて、電電の組合あるいは組合員に對して嚴重
な処分をするといふ談話を、新任の第一声として
發表しておるのです。これは、この種の問題につ
いては、たいへん異例のものではないかといふふ
うに思ひます。この新聞報道が間違つてゐるか
どうかは、詳しくは存じませんが、新任
早々、まず組合員に對して嚴重処分をもつて臨む
と、そういうことをあなたは第一声として言つて
おりますけれども、その心境は一体どういふもの
ですか、お伺ひをしておきたい。

○米沢説明員 私、一昨日の二十一日に、内閣か
ら電電公社総裁に任命されました。どうぞよろし
くお願いいたします。

それで、お答えいたしますと、ただいまの二十
日の談話は、私いわゆる副総裁といたしまして談
話を出したわけでございまして、二十一日に総裁
に任命された次第でございまして、私といたしまし
ては、この労使の問題につきましては、従来から
相互によく話し合つて進みたいといふことでやつ
てまいつた次第でございまして、しかし、違法の
ストに對しましては、やはり嚴重な処分が必要で
ある、こういうことを二十日の日の副総裁談話で
發表いたしましたわけでありまして、

○吉村委員 それでお尋ねをしておきますけれども、労使の紛争は話し合いで解決していききたいというところについては、ことばの上では文句がないところだと思ふのです。ところが、電電公社の労使を含めまして、いわゆる公共企業体関係の労使の関係をいふものは、毎年毎年この種の紛争が続いている。こういうことについて総裁はどういう理解を持っているのか、そのこの原因は一体どこにあると考えられているのかということをお尋ねすると同時に、おそれるそのことについては、長いこと電電公社の中でこの問題に携わってきたはずでございまして、十分な根本原因というものについての考え方があったらと思うのです。にもかかわらず、あなたのいまの答弁では、二十一日と言いましたけれども、実質的にきまつたのは二十日の閣議決定、その直後に嚴重処分をもって臨むということをお尋ねののです。公労協の労使の紛争について、事の原因というものがおわかりのあなたが新総裁になられてから、話し合いは望むところだけれども、それがなかなかうまくいっていない、こういう状態に対して、彈圧一本やりみたいな談話を発表するということは、いまの労使関係というものを、かえって混乱を高めていくことになる、私はこういうような気がしてなりませんので、そのこともあわせてお伺いしますが、先ほど申し上げましたように、この公労協の労使の紛争の原因がどういふところにあるというようにあなたはお考えになっているか、お尋ねをしたいと思ふのです。

○米沢説明員 御質問にお答えいたします。

労使の紛争といひましても、問題がいろいろあると思ひます。電電公社と全電通労組との間には、今度のような合理的な賃金問題もあるわけであり、あるいは合理的な賃金問題等もあるわけであり、賃金問題につきましても、たとえば本年の例でいいますと、二月の初めに、電電公社といたしましては、他の公企体へ一番先がけいたしまして五百円の有額回答をいたした次第であります。これは、私も労働関係の問題に携わりました

てから二年半やっておるわけでありまして、その前は技師長として技術関係を統括しておったのでありますが、昨年は、たとえば春闘におきまして、電電公社として、労組と公社の間で約四十回近く団体交渉をやっておる。それでまたその際にも検討中検討中というので、最後にゼロ回答、こういう行き方というものは、労使の間で必ずしも望ましくない。本年は、昨年来の経過もありまして、この三年間有額回答というものを一回もやっていないのでありますけれども、政府当局のいろいろな了承も得まして、いわゆる五百円の有額回答というものを四年ぶりに公社が先がけしてやった次第でございまして、そういう意味では私はさき話し合いと申し上げましたけれども、非常にこの問題の話し合いを進めたという事実が残っておる次第でございまして。

○吉村委員 私の聞いているのは、現状の問題ではないのです。公労協関係の労使の関係というのは常に同じような紛争を来しておる、こういうことについて、総裁としてあなたはどのように紛争が起こるということの原因をどういふように理解しているかということをお尋ねをされているのです。

○米沢説明員 この問題につきましては、現在の制度上といひますか、そういう問題が非常に関係しているといふふうに考えております。したがって、私といたしましては、これを運用の面で解決するということと、それから制度の問題と両方あると思ひますが、制度の問題につきましても、将来の問題として、これは労働省あたりからいろいろ伺っておりまして、今後審議会等に設けて、そして根本的に検討するというふうな何ておる次第でございまして。

○吉村委員 それではお尋ねしますが、電電公社の労使の現在の紛争、賃金問題についてだけでございますけれども、その経緯の要点をひとつ説明願っておきたいと思ひます。

○中山説明委員 それでは経緯をいづつまんで御説明申し上げます。

三十九年の十一月九日に、約七千円のベースアップを三十九年十月からやるようにという組合の要求がございました。それに対して、三十九年の十二月十日に、公社側から、昭和三十九年度の賃金についての引き上げ要求には応じられない、また、四十年四月以降の賃上げの要求につきましても、民間賃金等の今後の動向を見つつ態度を決定することにするのでいまは態度表明はできない、こういう旨を回答いたしました。組合はこれを不満といたしまして、十二月十二日に市外電話局等に対しては従業員の就労阻止という実力行使を行なったのであります。そういうことの経過において、トップ会議等もございまして、十二月の十八日に、できるだけ早く回答はしようということになりました。四十年の二月の八日に至りまして、先ほど総裁からもお話がございましたが、賃上げの必要性を認め、今後の団体交渉の中で具体的金額を明らかにする旨回答いたしました。そして、その後行なわれたトップ会議におきまして、大体の努力のメドといふものを総裁から組合の首脳部に話をしていただきまして、二月の十七日に、具体的金額につきまして、昭和四十年四月以降、高校卒初任給一千円引き上げを含めて、平均五百円の原資をもって基準内給与の引き上げを行なうという回答をいたした次第でございまして。

そうして、二月の十八日以来数回にわたりました。三十九年度の賃金引き上げを必要としない理由、それから高校卒初任給を一千円引き上げる理由、公務員給与との関係、消費者物価との関係、国民経済との関係、企業合理化との関係、民間賃金との関係、こういう点を柱にいたしまして、ほとんど連日のごとく交渉を続けてまいりました。三月一日に至りまして、労使の主張は全く対立ということで、これ以上交渉をしてもなかなか当事者間での自主交渉による解決はむずかしいというところまでまいりまして、当時の状況のいたしまして、すでに大部分の公企体の労使間の賃金問題は、十日以前ぐらいに、二月二十三日時点ぐらいにおきまして公労委の場に移されておる、こ

ういう大勢もございまして、組合側はなお自主交渉を主張したのでありますけれども、当局側から、そういった大勢の中でこの問題はやはり処理さるべきものであらうという考え方に立ちまして、調停を申請いたしました。

その後、調停におきまして四回の事情聴取が行なわれまして、第四回目の事情聴取におきましては、当時の副総裁、現在の総裁が参りまして、公社としては、民間賃金の推移を見て検討をいたします、しかし、現在の段階では民間賃金の動向はまだ出そろっておらないので、明確にわかりかねるところもあるので、時期、額等については明確に申し上げるわけにはいかないが、検討いたしました、こういうことを、事情聴取の場におきましてお答えした、こういうことが現在の状況でございまして。

○吉村委員 その口にはいづつですか。

○中山説明委員 それは四月の十九日でございまして。

○吉村委員 官房長官忙しいところを来ていただきましたのでお尋ねをしておきたいのですけれども、昨年の春闘の際に、四月十七日だったかと思ひますけれども、昨年の春闘を収拾するために、池田総理と太田総評議長との間に、六項目のことが約束をされております。この六項目の中で、特にいま公労協の労使の紛争というものに限定をして申し上げますと、大体二項目ぐらい、この六項目の中で該当事項があると私は考えております。官房長官にお尋ねしますが、この池田・太田の確約事項というものは、当然佐藤内閣でもこれを引きついでその実施に当たると、こういうふうな理解をされていると思ひますけれども、その点は間違ひありませんか。

○橋本政府委員 いま御質問の点であります、これにつきましては、当時より引き続きまして、当事者能力の問題その他を検討してまいっておりますわけでありまして、いま結論までは至っておりませんが、引き続き誠意をもって検討いたしております状態でありまして。

○吉村委員 あれからちょうど一年を過ぎた、こ

ういう状態でございませうけれども、いまの長官の答弁からいたしますと、当然にあのときの確理事項、すなわち当事者能力の問題、あるいは紛争については調停段階でなければ解決をする云々、こういうことについては政府の義務としてこの実施に当たつてきた、あるいはまた現在そのために努力をしてきた、こういうことではございませうけれども、いま電電公社当局からお話のございましたように、今度の賃金問題の労使紛争というのは、すでに調停が開始されてから本日をもって調停の期間が切れる、こういう状態に立ち至つております。この間、政府としまして例の池田・太田会談の確理事項を実施するという責任を持った立場から、今度の公労協の賃金問題をめぐる労使紛争に対して、政府としてどういう態度をとつてこられたか、これをまずお尋ねをしておきたいと思ひます。

○橋本政府委員 お話のような当事者能力の問題ですが、これは本国会を通じて労働大臣あるいは関係大臣から当事者能力の問題についての答弁は申し上げてあるわけでありまして、ただ問題は、当事者能力の回復ということば、あるいは当事者能力を持たせるということばですが、実は、もちろんこの問題につきましても検討を加えております。したがって、従来事務的段階でかなり煮詰めてまいりましたが、御承知のように公共企業体の賃金については、法律上の制約もあり、かつまた、財政上の制約もあるわけでありまして、今回の春闘の問題につきましても、政府としては、労働大臣あるいは大蔵大臣等と協議をしまして、できるだけ池田・太田会談に伴うお話し合いでこれを実現すべく、いわゆる調停段階で事をきめたい、あるいは当事者能力についても万全を期したいというふうなつもりで、先ほど来から関係政府委員が説明いたしましたように、従来ゼロ回答でありましたものを、今回におきましては、二月の十七日に、御承知のように五百円あるいは四百五十円、四百円という、それぞれ企業体に従つて財政上の関係から、それぞれの回答をいたして

おります。これは画期的なことでありまして、いわゆる政府が従来当事者能力に関する考え方については、かなり弾力的な考え方をもつて臨んでおつた一つの証左とも言えると思ひます。なおもちろ調停段階がそれで済むわけでもありませんが、それから調停に入つて今日に至つておりません。ただ、私はあまり専門家がありませんから、詳しいことは申し上げられない状態です。ことに恐縮ではあります。御承知のように調停期間は、法律上二月というのではなくして、大體慣行として二月に行なわれておる。また、電電公社の場合は、従来の慣行二月という点から申し上げても、五月二日になるわけでありまして、そこで、もちろんこれはできるだけ従来の慣行に従つて二月以内に調停が話し合いでできまするように措置したい考え方でもつて努力をいたしてまいりましたが、先ほど来から関係政府の、あるいは公共企業体の責任者が御答弁申し上げておりますとおり、財政上の問題もありません。あるいはまた、御承知のように、補正予算を組むという法律上の技術もあります。そういうことで、実は話が余談になりますが、一昨日も関係企業体の経営上の責任者を招致しまして、諸君の中で当事者能力を十分に發揮して、調停段階で片づけることができないか、こういうような話をいたしました。企業体によつてはいろいろあるわけでありまして、企業体によつてはいろいろあるわけでありまして、私のところは赤字でありまして、さうからどういふ出しようがない、結局は政府のお世話にならなければならぬ、かようなことをいふところもありません。まあ企業体によつてはいろいろある程度は財政余裕もある、こういうことで、当事者能力と申しまして、いまの法律上の段階から申しますと、実際上これを処理する上においては、やはり国会のお世話にならなければならぬところもあります。さういふこともありまして、なかなか調停段階で話し合いを十分にすることが、かつまた調停の段階においてこれが解決ができることを期待し、かつ政府はこれに対して側面的に協力し努力する、こういう考え方をせんだつて官房長

官の名で関係当事者に通告するとともに、皆さんにもいろいろ新聞等を通じて申し上げておるような次第であります。かつまた昨日は、この第一段階の声明に従つて、できるだけ調停段階で話し合いをまとめたといふと考えて、今後の折衝の場合においては、従来の回答に加えて、なお具体的な回答をすべく準備を進めておる、かような状態でありまして、政府がいかにこの問題に対して正面切つて誠実に、かつまた労使の話し合いの慣行をつくりたいという誠心誠意のあることは、ひとつ御了承を願ひたいと思ひます。

○吉村委員 官房長官、私の知る限りでは官房長官と労働大臣が同席をしたところで、公労協の各組合の代表者との間であなたが公談をして、五百円という額ではこの紛争が解決するとは思われないう趣旨のことを話した。これは日にちには三月十八日のように私は聞いておるのですけれども、そういう事実はあります。

○橋本政府委員 あまり頭のいいほうじゃありませんから口を忘れてしまいました。それは共闘会議の諸君だろと思ひますが、三月中旬ごろと思ひます。私と労働大臣が公談といひましようか、持ったことがありません。その席上での共闘会議の幹部諸君の意向は、労働大臣に対してこの五百円回答をもつて話し合いができるかどうか、さういふことを考へておるかどうかという質問はあるいはあつたかもしれせんし、それに対して労働大臣から、もちろんこれはこれで直ちに解決ができと思ひない、しかし従来ゼロ回答であつたものが、とにかく第一回の回答において五百円の有額回答を行つたといふことは、従来の政府が言明しておる、労使の話し合いによつて解決したいといふまう前進態勢を示したことであつて、これは非常に意義の深いことである、こういうような説明をいたしております。その際に、共闘会議の幹部諸君もまたこの意義は重大である、非常に有意義な進歩であるといふことを認められておりまして、その後において、せんだつて御承知のような政府の見解を表明したわけでありまして、皆さん

○吉村委員 このことについては、公労協の出席した代表は重大な進歩であるといふことを言明した、そこらにはたいへん記憶がいいのですけれども、先ほどの私の質問した事実については頭が悪いものですからではどうも私も納得がいかなう。そこで、いまの話を大體まとめてみますと、あなたが記憶しておつた公談をした日にちというのは、いまの答弁の趣旨からすると、私が指摘したように三月十八日の模様でございまして、そこでその次にお尋ねをしたいのは、今度の国会の総理の施政方針演説に対して私が質問をしたときに、労働大臣から、この当事者能力の問題については、一月二十二日だったかと思ひますけれども、次官会議において現行制度の合理的な運用をはかつて解決にあたつていきたい、関係法については十分抜本的な検討を加える、こういう趣旨の答弁がございました。次官会議で現行制度の合理的な運用をはかつて解決にあたつた、こういうことをきめたといふのは事実として考へてよろしいですか。

○始関政府委員 ただいまお話のございました関係次官会議で「公企体等の当事者能力問題について」という決定のございましたのは一月二十八日でございます。その要旨を申し上げますと、「公企体等の当事者能力問題に關連する制度的改善については、公企体等の制度全般にわたる問題として、広い視野から抜本的に検討する必要がある」と、政府提案のILO関係法案に規定する公務員制度審議会において今後検討することが適當である。これは一項でございまして、二項として、「制度の抜本的改善までの間は、公企体等当局が適切にその当事者能力を發揮できるよう現行制度の合理的な運用をはかる。」となつております。

○吉村委員 そういたしますと、一月二十八日の関係次官会議においては、関係法律については抜本的には新たににつくられるところの公務員制度審議会、なお現実的な処理のしかたとしては合理的な運用、こういうことをきめられた。これは一月二十八日ということでございます。

先ほどの長官の答弁によりますと、公労協代表と会談をして、五百円ではこの事態が解決すると思われない、こういう趣旨の話をされたというのは三月十八日ということでございます。いまは四月二十三日です。三月十八日にあなたが、五百円でも解決できないじゃないかというふうな政府としての公式な態度を表明して以降、もう一カ月以上になつてゐる。調停段階ももう終わりにしようとしてゐる。こういう中であつて、政府は一体その後どういふ努力をされましたか。

○橋本政府委員 先ほど来申し上げましたように、各企業体それぞれに財政状態に違いがありまして、かつまた法律によつて給与総額が定められておる。かようなことのために、これが運用として行なう場合に、ある意味においては政府の財政的な措置にまたなければならぬものもある。また根本的問題は、先ほど政務次官からお話がありましたように、公務員制度審議会において根本的に検討を加えなければならぬ点もあります。さうな事情であるばかりでなく、だいぶ時間がかかつておるではないかというお話ですが、相当時間をおしてありますのは、やはり官公労の賃上げ問題と民間の問題とは相関関係があります。したがつて、もちろんこれは結論において民間の結果をまつという必要は理論的にはないわけでありまして、けれども、実際問題としては、特に公労協の場合には、国民のかなり広範囲の層においてある意味における基準にもなることでありまして、政府としては現在の経済情勢あるいは全体の問題に関連して考えますと、慎重に、かつ合理的に解決する必要がある。かようなために、その間団体交渉等を通じて数回にわたつて、またお互いに労使間においても協議が進められておるような状態でありまして、あえて政府としてこの問題をチェックしよう、あるいは特に故意にこの問題の解決をおくらせておるといふような実情ではないということをおつて承知願ひたい。そのために、せんだつて官房長官談話で、調停の段階において解決ができるように期待をいたしておる、万一にもこ

れができぬ場合においても仲裁裁定はこれを実施する、こういうような意向を表明して、話し合いの十分なる進み方を見守つておる。かつまた当事者をしてこれが交渉に当たらしめておる。こういうのが実情であります。

○吉村委員 仲裁裁定を完全実施するのは当然のことですから、そんなものは時の政府によつて尊重されたり尊重されなかつたりしたら困ることなして、それはいいんです。私の申し上げておるのは、池田・太田会談によつて、今後公労協関係の労使の紛争の問題については当事者能力について十分検討をして、そうして紛争を少なくしていく、こういうことであつたと思うのです。しかし、それは根本的な法律の検討あるいは改正、こういうものについてはすぐにはできないというふうな期待するのは、期待するほうが無理かもしれせん。しかし、その間は一体どうするかということにつきましては、合理的な運用をはかつていく、こういうことも次官會議で定められておる。先ほど電報総裁は五百円の有額回答をしました、こういうことを答弁されました。それは私も知つております。問題は、五百円の有額回答というもので一体この事態が収拾できるかと思うのか。こういうことについては、政府の見解としては五百円で解決しようとは思わないと言つたのは三月十八日です。三月十八日にそういう態度を表明しておる。それ以来一カ月余になつて、せんだつてあなたはおっしゃいますけれども、いまから二日前でしよう。いまから二日前になつて初めて仲裁裁定の問題に觸れ、あるいは第二次回答を云々、こういうことを言つた。約一カ月以上というものは五百円では解決し得ないであらうということを承知しながら放任しておつたということとは、昨年の池田・太田会談による話し合いの結果というものである行為といふふうには受け取れない、こういうふうには申し上げます。

○橋本政府委員 先ほど来から申し上げておりますように、従来は御承知のようにゼロ、ゼロ、ゼロ

口回答であつたのです。そういうことが今回の春闘にあつたのは、金額の大小については労使いづれも意見があらうと思ひますが、とにかく最初に五百円の回答をなし、続いてこれに對してもなおかつ第二次的には有額の回答をしようという考え方は、明らかに池田・太田メモの方針に従ひ、なお前内閣が約束いたしました話し合いの精神を發揮しておる。ただ、金額を組合側がこれで納得するかしないかという問題は、そのための調停であるからしていろいろ議論がありましよう。けれども政府は今日まで誠実にそういう考え方のもとに労使慣行もつくりたいし、また調停段階においても、これは労働組合側あるいは経営者側との話がかなければならぬものなりませぬけれども、できるだけそういう考え方で臨んでほしい、こういう態度は、昨年、一昨年と比べて雲泥の差があることは十分に御理解願ひすると思ひます。ただ、金額の大小はいろいろ議論がありましよう。その点を十分御理解願ひして、今後の労使関係というものができるだけ皆さんのお力によつて、調停段階といひましようか、話し合いでございまして、無用な摩擦が起きないやうなことになるやうに、皆さんの御協力を得たいと思ひます。

なお内閣委員会から先ほど来やかましく言われておりますし、私ピンチヒッターでありますから、労働大臣のほうにお聞きいただくことにいたします。いままでの長官の答弁によりますと、池田・太田会談に基づくところの確認事項、これについては、関係法律については新設されるところの公務員制度審議会が検討していく、こういうこととございまして、それまでの間におきましては、現行制度の合理的な運用をはかつていく、こういう態度を関係の次官會議で定めて今日に至つてゐる。その合理的な運用というものが具体的にあらわれた

ものが有額回答であるというふうには要約できると思ひます。私は、ゼロ回答から幾らかの額を示した回答をしたというそのこと自体については、確かに大きな前進であると思ひます。しかし、事務的には前進であつたといひましても、労使の紛争を解決する、そのためにこの額といふものが一体役立つのかどうかということについては、非常に大きな疑問なしとしない。したがつて、先ほどの官房長官の答弁によりまして、三月十八日に労働大臣も出席しておつたさうですけれども、公労協の代表者との会談の際に、五百円で解決すると思われない、こういう態度を表明したといふのは、この間の事情を物語つておると私は思ひます。それから一カ月余が過ぎた今日になりまして、官房長官は得々としてこのおとこの声明のことを言つておるのですけれども、一カ月以上というものが一体どういふ努力をしたのかというところについては、私は政府の態度というものを明らかにしていただきたい、こういうふうになつて大臣に質問をしておきたいと思ひます。

○石田國務大臣 労働行政と申しますが、労働問題という角度から労使関係を処理するという立場に立ちますと、これは労使間の話し合いによつてそれぞれが完全に自主的な判断能力を持つてやられるということが望ましいことは言うまでもないのであります。しかしながら、三公社五現業というやうな公共企業体、あるいは公務員、また制度上は一般労働法の適用は受けておりますけれども、住宅公団その他政府関係機関というものは、それぞれ国会の予算審議権あるいは政府の予算編成権というやうなものとの関連があります。したがつて、この労使関係を処理するという原則と、それからそれらの企業の特長な立場とかね合ひにおいていわゆる自主交渉能力の問題を処理しなければならぬのでありまして、これは一朝一夕に片づけられることではございませんから、いろいろ検討の結果、今度設置せられるであろう公務員制度審議会が御検討願ひ、こういうことに決定いたしました。これはおわかりいただける

思います。

そこで、それまでの間は現行制度の合理的運営でやっていくということが二月に行なわれた有額回答であります。この有額回答の意義は、いままでのゼロの回答から有額回答になった——むしろゼロではなかったものであります。昭和三十六年、やはり私が在職中、千円の回答をしたことがあります。しかしそれからまたあとゼロでありました。そのゼロの回答から有額回答ができたということは、一つの前進でありますと同時に、もう一つは、そのときはまだ民間関係においては回答らしいものは行なわれていなかった。その民間がほとんど回答らしいものが行なわれていなかった時点において出された数字であるところに、私は意義があると思うのであります。そこで三月十八日に、公労協の諸君との公見の席上において、これで十分だとか十分でないという議論があるだろう。しかし十分だという要求がありました。これが調停段階に入りまして、民間においては、民間の賃金の動向とにらみ合わせて、またそのほか物価その他の事情、あるいはそれぞれの企業体の実情等とにらみ合わせて検討していかなければなりません。

そこで、一カ月何をしていったかという話であります。まず第一は、民間賃金の動向というものを、見てまいらなければなりません。それから各公社、現業それぞれいろいろな条件の違いがあります。それからその計算の基礎をどこに置くかという点について、これもまたいろいろな議論が出てまいります。そもそも財政当局からいえば、余裕がないのだから五百円以上はもういらないという議論もございいます。そういう議論の調整、緩和、それから民間賃金の動向というものの検討及び折衝を行なっておたのであります。そして民間賃金の動向というものもおおよそだんだんと出てまいりました。そこで今度はそれをにらみ合わせながら、各公社、現業のまちなちの事情——いろいろな事情が違ふのです。一律に解決できない。それからその計算をどういうところに置く

か。民間賃金との比較という問題にいたしました。それをどういうところに賃金で置くか。あるいは定期昇給を除いたベースアップ率だけをとってみるか、定期昇給をくんだ上昇率で見ると、これでもたいへん進みます。たとえば、鉄鋼は昇給率は大体九百五十円から千円でありました。ところが公共企業体になりますと、これは予算の上から言いますと、大体三・五割ぐらいであります。運用上かなり違っておるのが実情であります。そういう運用上かなり違っておるのをにらみ合わせながらいろいろ検討していかなければならぬ。これは一カ月何をしていったかとおっしゃいますが、私もその一カ月の間事務当局で折衝させましたが、私はじめ事務当局も、議会にも来なければならぬし、それはできるだけ努力を今日まで傾注してまいりましたが、そこでまだ数字は詰まっております。財政当局の間にも議論はございまして、ございまして、できるだけ早い機会、おそくとも月末まで、調停段階において各公社、現業の理事者が回答できるように政府として努力をいたしてまいりたい、こう思っております。第でございまして。

○吉村委員 大臣は、五百円の有額回答というものをしたというところに非常に意義がある、こういうふうなことを強調されました。そのこと自体は事務的に意義があるかも知れぬ。しかし、逆な見方をしますと、民間賃金の関係から申しますと、五百円という有額回答をしたことによつて、民間の賃金というものが決定されるのに非常に悪影響を与えたという、そういう逆の意味でも意義があるとも言えるのです。事務的なというふうな言っておるのには、いままではゼロ回答だったのが、今度は百円なり二百円なり、そういうものを出したからいいんじゃないか、こういうようなそれだけの理由だとするならば価値があるかも知れぬ。しかし、労使が今日当面しておる問題、こういうものを解決しようとする額としては、決して意義がある数字ではない、こういうふうに申し上げなければならぬと思うのです。そのこと

を認めておるのが十八日におけるあなたの方の態度ではなかったか、こういうふうな考へるでありますけれども、いずれにしても、いまの大臣の答弁によりますと、民間の賃金というものが大体固まってくるというのを待たなければならぬ。固まった、あるいは各公社間における賃金の実情というものについて、それぞれ内容が異なっておりますので非常に困難な点がある、こういうことでございまして、そうすると、第三者機関であるところの調停委員会等で、公共企業体の職員の賃金というものはどういうことを基準にして定めなければならぬのかというところは、おおむね法律上明らかにされておるわけですから、民間賃金あるいは公務員給与、こういうもので検討されていくだろうと思ふのです。ただ、政府の態度として私が求めたいと思ふのは、昨年の池田・太田会談によつて事態収拾のためにああいふような確認というものが行なわれた、こういうこととでございまして、その本来の趣旨に従うとするならば、これは、その紛争というものを未然に防止する、こういう熱意、その熱意に基づいた行動、これがあつてしかるべきではなかったかと思ふのです。ただ、公共企業体のそれぞれの企業の内容、賃金の実情の相違とか、民間との云々、こういうことだけで非常におくれているというふうな言われれば、私としてはどうしても納得ができません。むしろ去年の四月十七、十八日の事態を政府としては想起をすることをすれば、あの事態に突入すればたいへんだ。したがって、こういう紛争の原因というものは那邊にあるかというふうなことからあの確認が行なわれたわけであり、あいつた紛争というものを防止するという目的を持っていたはずでありますから、したがって、そのためにもっと積極的に事に当たるべきではなかったか。ましてやこの四月二十三日、本日は公労協が、どうしても五百円という低額回答だけに固執するとならば、実力に訴えても、今日の公労協の職員の置かれてある実態、あるいは制度上の多くの問題点、こういうものを国民の前に明

らかにしなければならぬ。そのためには、若干の批判も受けるのであらうし、あるいは政府の弾圧というものが今日の段階においてはあつてもいい。しかし、そういうことを覚悟しながらも、二十三日、この日の実行使というものを配置しなければならぬというの、いまの公労協の職員の実情だと思ふのです。そういうようなことを避けていくためには、もっと政府が昨年の確認事項に忠実であるべきではなかったか、こういうことを実は主張をし、それに対するところの政府の怠慢というものをどうしても追求せざるを得ない、こういう気持ちであるわけではございませんけれども、その点は先ほどの回答以外に何もありませんか。

○石田国務大臣 私は労政をあずかっているものとしての良心にかけて、現在の制度運営の中にあつて最大限の努力を今日まで傾注してきたつもりであります。それから外から見ても、あるいは不十分であつたという御批判は十分受けます。しかし、現在の法規、制度の中からは、私は自分の良心にかけて最大の努力をしてきたわけでありまして、繰り返して申し上げますが、これからもういたします。ただし、これは二十三日、本日に公労法禁止行為をすることを準備しておるから、それを防止するためにしろといわれるなら立場が違ひます。公労法違反行為はあくまで法律で禁じられていて、ことであるから、やめてもらふべきことであつて、それを防止するために努力をするというのではない。努力は労政の筋を通ずるために努力をすることです。したがって、公労法違反行為によつて生じます社会的処分の受ける、あるいは法律に示されておる自らの責任を受けることは、これはその計画された自らの責任においてお考えいただくことであつて、私は労政の筋を通して、いま申し上げましたことを自分の責任において努力をしていくつもりであります。

〔委員長退席、議事委員長代理着席〕

○吉村委員 私の理解に従えば、法律は悪法で

あつても法律はあるんだからという考え方だろうと思うのです。しかし、政府自身が現在の公労法についての不備を認めたからこそ、去年の池田・太田会談の確認事項になったんだと思うのです。したがって、そういう立場からするならば、今日労働組合がこの事態を解決するために、あるいはあなたが言うように、法律が禁止したことを実施するということをやりにしても、現在の法律自体でこれは不備があるということは政府自体が認めておるのじゃないですか。

○石田国務大臣 現在の法律の上において、いわゆる労使関係を処理する原則と、それから公共企業体及び政府関係機関その他の財政法上の立場、国会の審議権あるいは政府の予算編成権等の関係における立場との間に矛盾があります。必ずしも一致しないものがある。したがって、それを処理するためには、先ほどから申しましたとおり、時間をかけて根本的な検討をしなければならぬ。こういうことはどうも法律、制度の中にも完全に一致して、どれもこれも一貫しておるというものでない、あるいは法律制定のときに完全に一貫しておつたとしても、その後社会の変遷や変化に応じて変わつてくる場合もあるのであります。そこに直すべきものがあれば、法律を先に直していくことが前提であつて、矛盾が生じたから、その法律をある特定人が無視してかまわないということは、法治国家として許されないことだと思ひます。悪ければ悪い部分を直す努力をし、直してから進むべきが法治国家だと私は信じます。

○吉村委員 公労法の問題はきのうきよう始まつた問題でない。石田労働大臣が大臣になつたのも何回かと思いますが、公労法制定以来何回か問題になつてきたことは、大臣自身よくおわかりだろうと思ふのです。したがって、ほかの制度の問題とこれを並列的に議論することには私はならぬと思ふのです。公労法というものは非常に法的に不備がある。そういう不備が原因して紛争がたえない、こういうことはもうきのうきようじやないでしよう。しかし、昨年の事態收拾の解決策として、事態收拾の手段としてこれを検討するといふふうになつたんですから、おそきに失したとは言ひながらも、それ自体は私は前進だといふふう

に考えているのです。だとするならば、そういう事態に立つてことしの紛争といふものを防止していくという立場に立つべきであらう。これは同じような紛争といふものを繰り返さない、こういう立場に立たなければならぬはずだ。このことについては労働組合もそういう義務を負うかもしれないけれども、同時にこのような不備の多い法律といふものを強調し、あるいはまた国際的にも問題になるような法律といふものをそのまま放置をしておいたといふところにも実は問題の根源があるわけだ。したがって、私は池田・太田会談によるところのこの実行といふものについて、本年の紛争を避けるためにむしろ積極的に政府がその指導に当たる、こういう態度なくしては労使の信頼あるいは政府に対するところの信頼、こういうものはどうしてもわいてこないのじやないか、こういうふうにも考えるものであります。今年のこの春闘に對しての政府の出方といふものは、どうもあの会談の趣旨からするならば消極的である、このやうな理解をせざるを得ない、こういうことです。

なお、石田労働大臣が大臣としての立場、労働行政の責任者としての立場から努力をされてい、そういうことについては私は決してこれを否定しようとは思へませんけれども、しかしいかに努力をしたとしても、現実問題が進展していかないといふ事態の中では、やはり労働者はどうしても納得できないといふものが残つてくる。昨年あつた確認事項が行なわれていくだけにその感を深くする、こういう点を強調しなければならぬと思ふのです。私は今日の事態の中で五百円といふやうな回答をして、それで大きな前進だといふ言ひ方自体に非常に不満があるのです。もっと積極的な姿勢をもってこの紛争といふものを解決する、こういう姿勢で当たるとするならば今日の

事態といふものは相当改善をされ、別な方向に進んでいたのでないかとすら考えられるので、この点は今後特に大臣の立場から、この紛争の円満な解決の方向に努力をしてもらいたい、こう思ひます。

その次にお尋ねをしたいのは、先ほど大臣の答弁によりますと、民間の賃金の動向がたまの待っているというのが今まで述べてきた理由の一つにあげられました。今日の段階においてはどのやうにお考えになりますか。

○石田国務大臣 民間賃金の動向が完全にかたまつたとは思つておりません。ほぼその趨勢といふものが出てまいりまして、公共企業体の理事者が判断をする材料が次第に整いつつある、こう考へております。

○吉村委員 公共企業体の各理事者が判断をする素材が、といふふうには言われますけれども、もう少しざつとばらんに大臣、ものを言つたらどうですか。これは公共企業体のそれぞれの理事者が自主的な判断が得られない、こういう状態であるために紛争が起つてゐる、こういう状態では、したがって先ほど大臣が、場合によつては政府として云々といふやうなお話もございましたけれども、この公労協関係の紛争といふものを解決するためには、政府みずから判断をしていくということのほうが主要な役割りを果たしていることは、これは否定できない事実だと思ふのです。

いいかどうかは別として、忌憚なく言わしていただければ理事者側にそういう点で非常に欠けるところがあると思ふ。われわれは、その判断を政府が高い政治的なあるいは財政的な立場から容認できるかできないかといふことを判断する立場にある。それを判断の材料として出てくる素材は、自分が人を使つておる、労働の質と量は自分が見ておる、他の民間企業と比べてみて自分の従業員の労働の質と量が低過ぎるというやうなことは理事者が自分で判断する。これぐらいにしたいと思ひますが、財政上はこれだけの総ワツシかというに持つてくるのが元来あたりまえです。それを政府が何かたがでもゆるめてくれなければ返事もできないのだ、あるいは逆に言うならば、それをいいことにして黙つていふところにももう一つの原因がある。私は労働行政をあつてい

る者として、少し誘ひ水に乗つておしやべりをし過ぎるやうだが、忌憚なく言へばそういうことになつてゐる。したがって、私はことばを飾るのではなくして、現在三公社五現業の中におきましてそれはまぢまぢなんです。第一に、賃金ベアス、従業員の年齢構成がまぢまぢ、男女構成がまぢまぢ、ましていわんや労働の質と量は非常に違ひます。それから財政的な余裕の有無も非常に違ひます。しかし、もう一つの原則は、公共企業体の従業員はあまりでこぼこをつけれないといふこと、これもだれしも了解ができると思ふ。専売公社が幾ら金があるからといって、表現は悪いかもしれませんが、まぢまぢでも、たばこの紙を巻いてい

る人、まかり間違えば刑事責任を問われるかもしれない鉄道の人も同じやうなことにしなければならぬといふことも困るが、そういうかね合ひと同時に、その労働の質と量が同じなら大体同じにしなければならぬといふ問題がある。そういうことは理事者が自分でつかんで、自分で計算して、そして政府に、自分のほうとしてはこれくらいにしなければならぬのじやないだろうか、しかし予算はございませぬが、認めてもらえますかといふ

ふうを持つてくるのがあたりまえなことであつて、その部分において政府の判断の責任がある。だから出発はやはり理事者の判断、その理事者の判断が得る条件が整つて出てきましたならば、先ほども申しましたように私は労働大臣といふに、要するにワークを除く努力をいままでもしたつもりであるし、これからするつもりだということを書いておるのです。

○吉村委員 いまの大臣の答弁はそのとおり私も理解をします。問題は、石田労働大臣がずっといままでもわかつて労働大臣を続けてきていない。たまにかわつてゐる。そういうあなたのような考え方で政府全体の指導というものは、あるいは労働行政はかくあるべきだ、こういうようなことで指導に当たつておつたとしたならば、今日の公共企業体の理事者の態度というものはまた変わつてきたらうと思ふのです。ところがそういう態度が一貫していない。石田労働大臣のような態度だけだったら、私はいまのような事態というものは起こらなくて済んだはずだと思ふ。いままでの事態というものは理事者側にも責任はあるかもしれないけれども、しかし理事者側でたとえこれだけと言つても、政府が他の企業との関係でこれはいけないと言つた例すらあるのです。そういうようなことがたび重なつてまいりますと、ものを言わなくなつてしまふ、こういう相関関係というものを私は持つておるだらうと思ふ。しかし、それを今日言つてみてもしようがないと思ふ。石田労働大臣のようなのもの考え方政府の労働行政全般というものをそういうふうにしてもらふことについては私は賛成をします。そこで、電報總裁にお伺ひしますけれども、いま大臣も言われましたが、少しおしやべりが過ぎるが、このことを前置きにして言われましたけれども、確かに私も理屈の上ではそれとおりだろふと思ふ。いま大臣がおつしやるとおりだろふと思ふ。したがつて、大臣からいふ理事者側はもつときとした態度をもつて事に臨むべき

である、そういう態度が事を解決するにあつて非常に有効だといふ趣旨の説明があつたわけでございますけれども、今日の事態に立つて電報公社の總裁としてあなたは一体これをどういふふうにかへられますか、この紛争を解決するため。

○米沢説明員 先ほど御説明申し上げましたが、本年の二月におきましては電報公社といつたし、他公社に先がけまして五百円回答といつたし、出た次第でありまして、それにつきましては公社も政府のほうにいろいろ要請あるいは意見を申し上げまして政府の御了解を得て出した次第であります。しかし先般、といつても電報公社の調停が二月末に切れる時期が五月三日でありまして、若干他の公社に比べまして調停の期間がおくれおるものであります。今週の月曜日、十九日に参りまして、調停委員会が公社の態度を表明したのであります。それは公社として五百円で絶対的だといふふうにかへてはいないけれども、しかしまだ民間資金といふものが十分出そろつていない、したがつて、これが出そろつた場合にはあらためて検討しよう、こういうふうにかへておることを言つたのであります。その考えは現在でも変わつておりません。したがつて、私もどつちかといつたし、この五百円で最終的にいいといふふうにかへておるわけではございません。金額、時期等については今後なおさらに検討したいといふふうにかへております。

○吉村委員 いまの電報總裁の説明からいまして、民間のほうがいまの事態ではまだ固まつていないといふ判断のようでありますけれども、全部出そろふまで待つといふことですか。

○米沢説明員 全部出そろふといふか、大体大部分のものが出てきたといふ時期でありまして、まだ調停期間が五月三日まででございますので、私どもははつと様子を見ていきたいと思つております。

○吉村委員 新聞紙上伝えられるところによりまして、鉄鋼労連に対する回答といふものが一応の相場ではないかといふようなことを書いておるのですけれども、こういうようなことについて總裁あるいは労働行政の責任者として大臣、この鉄鋼労連に対する回答についてはどのように考えておりますか。

○米沢説明員 鉄鋼労連の数字につきましてももちろん検討材料になつております。しかし、それだけといふわけではなくて、なお私のほうの専門の部局がございまして、そこでいろいろ状況を検討しておるところでございます。

○石田労働大臣 私は労使の片一方側の意思表示といふものについて批評する立場ではございませぬ。労使がおきめ願つた、決定されたもの、こういう形で賃金といふものは決定されるべきものだと思つております。しかし新聞紙上で、大体それが標準になるだらう、相場になるという記事はむろん読んでおります。

○吉村委員 そうすると、労働行政の最高責任者として新聞を見ておるということだけであつて、これが公労協全体の現在の紛争といふものに対してどういふ役割りを果たそうかといふことについて考えられたこともないのですか。

○石田労働大臣 これはむづかしい話でありまして、私も幾分幾分が適当だといふような数字を述べたら、今度はあなた方にたちまちかみつかれるのであります。そういう陥穽にみづから承知して落ち込むことをいさぎよしとしませんので、あらかじめ予防線を張つておるわけでありまして、そこで、一般の、民間の賃金の動向の次に問題になりますのは、今度はそれぞれ公社現業で働いておられる人たちの労働の質と量、それから従来までの賃金のあり方、それから賃金以外の収入の存在あるいは賃金以外の経営側の支出の状態、そういうようなものを勘案して、それぞれ自分のあつたところの事業について理事者に御判断を願うのであります。そういう意味で鉄鋼の回答といふものが一つの基準になりつつあるのではなからうかと思つておりますけれども、鉄鋼に従つておる人とそれから専売公社に従つておる人の労働とは非常に違ふのでありますから、そういう点

はそれぞれの立場で検討していくべきことだと考えております。

○吉村委員 大臣もたいへん人が悪いことを言つていますけれども、私は落とし穴を用意しているわけではないので、おそらく大臣としていまの労働情勢、こういうものを見られて、しかも紛争解決のために、先ほどの答弁によりまして非常に努力しておる、こういう立場でございまして、い

わば鉄鋼労連の回答といふものについてのお考えといふものも当然あつてしかるべきだと、こういう気持ちで質問をしただけですから、私は大臣はど人が悪くありませんから、そんな落とし穴などは用意しておりませんから、そういう心配はひとつしないであつたかようにお願いしておきます。

〔蔵谷委員長代理退席、蔵内委員長代理着席〕そのことについてあまり質問を深めてみても、これはなかなか答弁できないことだらうと思ふ。

そこでお尋ねをしておきたいのは、御承知のように公労協あるいは私鉄、こういったような組合ではこの二十三日、本日の時点においてもなお問題が前進をしないといふことにならば、やはり好まないけれども政府の積極的な乗り出しを期待し、あるいは公社自休の前進した態度を明らかにさせるという意味合いを含めて、この三十日にやむなく実力行使を配置する、こういうことを聞いておるものでありますけれども、このこと自体、私はいいことだといふふうには考えません。しかし公労協の関係の労働者からするならば、五百円の回答から一歩も前進をしない、しかも官房長官の談話によりまして、第二次回答を用意する、こういうことだけであつて、実質的にどうなるのかといふことについてもまだ展望が明らかでないといふ状態の中で、どうしてもこれはやむを得ない措置としてとらざるを得ない態度ではないか、このように考えます。そこで当然第三者機関のほうに調停段階で解決しなければ仲裁のほうに移行することになるだらうと思ふのですけれども、私は、昨年の池田・太田公談の趣旨から

いたしますと、でき得ることならば、調停段階でこの問題は早期に解決をしていく、こういうことが望ましいのではないか、こういうふうに見えるのでありますけれども、三十日の実力行使の問題とからめて、大臣としてはどのように今後対処しようとするのか、あらためてお聞きをしておきたいと思う。

○石田国務大臣 私、法律に禁じられておる実力行使を計画するとかしないとか、それは国民生活に及ぼす影響等からもむろん考えなければなりませんし、そういう労政をあずかっておる者として、労働組合の諸君が法律違反行為をされないとはいえぬ望みです。望みますけれども、先ほどから申し上げておきますとおり、私のこの問題に対する一貫した態度は、そういう片方に違法行為による脅威と申しますか、そういうものの中でのものをするのではなくして、労政担当者としての責任の立場から努力していく。違法行為をやらぬことは希望するが、しかしそれをとめるために何をやるかにやるということではありません。そうじゃなくて、労政の筋としてやるべきことをやるのであります。そのために、おそくとも今月中に、時日をもっと早くなるでしょう。それぞれ公社が調停段階において前進した回答ができるような努力をいたします。しかしこれは相対的のものでありますから、政府としては調停段階では話がまとまることを期待いたします。またそれに対して努力はいたします。しかし、不幸にしてまとまらない場合においては、これは仲裁裁定を従来どおり実施するという方針でいくのでありますから、不法行為というようなことを行なわないように、行なった場合においては、法の示すところによって厳正な処置をとらざるを得ないということはこの際申し上げておきたいと存じます。

は、あなたの理解のしかたとして私は承知をします。今日の労働組合はそうせざるを得ない、こういう実情については、もっと労働行政の責任者として、特に公共企業体等労働関係法の適用を受ける労働者の立場というものを考えて、対処をしていくことをこの際は要望しておきたいというふうに私は思うのです。

○吉村委員 先ほどの公労法に対する見解と同じことを繰り返されましたが、あなたの立場としては、とにかく三十日に実力行使を配置をしたから、それをやめてもらうためにということでは事には当たらないというあなたの理解のしかたは、あなたの理解のしかたとして私は承知をします。今日の労働組合はそうせざるを得ない、こういう実情については、もっと労働行政の責任者として、特に公共企業体等労働関係法の適用を受ける労働者の立場というものを考えて、対処をしていくことをこの際は要望しておきたいというふうに私は思うのです。

労働争議はやめろ、こういうことを言いだしました。私はその際にも疑問を感じておったのですけれども、仲裁裁定というものは尊重をするというのは、時の政府の方針であってはいけないと私は思うのです。もっとそれは根本的に、仲裁裁定というものは完全実施をされる、あるいは尊重をする、こういうものは時の政府の政策ではなくして、もっと根本的な方針として、国の制度として確立をされなければならぬであらう、こういうような理解を常々持っておったわけです。そういう理解、そういう気持ちになったというのは、石田労働大臣がなった場合にはそういうことを言われるかもしれないけれども、あるいは労働大臣がかわったり時の政府の方針というものが変わったりすれば、仲裁裁定というものは適当にされるということがあったとするならば、これはたいへんなことになるわけで、したがって、そういう不信感をなくするために、現在の公労法というものを抜本的に検討していかねばならぬ。当事者能力の問題と同じようにこれは重要な問題だ、こういうことになっていいますので、これはつけ加えておきたいというふうに思います。

最後に、とにかくそういう事情で、いまの公共企業体の職員は、好まない事態ではあるけれども、あなた方には、やれば処分をするぞなどとおどかさねばならぬ、しかもその処分を覚悟しながらやらなければならぬという生活上の実態、あるいはいままでの政府の政策に対する不信感というものがあって、この三十日の問題も起きていっているように理解をされなければならぬと思います。すので、先ほどの大臣の答弁のように、できるだけ国民に迷惑のかかるような事態を回避するように、しかもまた現在の公共企業体の労働者の生活の実態というものを十分考えられた上で、ひとつ前向きな姿勢で事の処理に当たっていただきますように特に要望しておきたいと思うのです。よろしいですか。

りしておる公共企業体の従業員諸君の待遇の改善が、許される範囲内でできるだけ上昇できるように良心にかけて努力をいたします。

○石田国務大臣 何度も繰り返しておりますとおり、私は労政の筋を通すために、そうしてお預かりしておる公共企業体の従業員諸君の待遇の改善が、許される範囲内でできるだけ上昇できるように良心にかけて努力をいたします。

○吉村委員 この点はいつか機会を見て、私はまた労働大臣と若干議論してみたいと思うのです。が、なるほど三十二年からは仲裁裁定は完全に実施されていきます。ただ、その際に第三者機関の公益側委員の選出方法というものが変わって以降ということがあるわけですから、そういうことについて私たちがたいへん問題として見ておる。これはILOの報告書の中にも若干問題点として指摘をされているはずで、しかし、いまはそのこと自体については議論をしようとは思いません。先ほど申し上げましたように、電電公社の総裁も含めまして、とにかく大臣からお話がありましたけれども、もっと前向きの姿勢で一つの公社の責任者としての立場から自主的にこの問題を解決する、こういう立場で対処してもらいたい、このように特に要望をしておきたいと思ひます。

○八木(一)委員 一昨年失対二法という法律の問題で国会が非常に緊張を生んだことは石田労働大臣も御承知のとおりであります。その失対二法の提案がありましたときに、関係の労働組合で失対

事業の打ち切りであるということで非常に反対をいたしておりました。われわれもそういう認識のもとに反対をいたしておりましたけれども、労働省としては失対を打ち切るものではない、それから失業者を安定雇用、通常雇用につけるための熱心な努力をするのだということで、この職安法及び緊急失対法の改正案というものを政府が提案をされました。そこで幾分行なわれました質疑においてはそのことを政府側から特に強調をされたわけでありました。

ところが、この失対法が通ってから、その失対二法の精神並びにそれに関連して政府からした積極的な意思発表と違つた方向の行政が行なわれておるといふことが方々にあらわれております。そういう点について法律の精神並びに国会で政府が約束をされたことを忠実に実行をしていただく必要があるかと思つてございします。またその後においてそういう問題の質疑応答において政府が労働大臣その他から言明されたことについて、そのとおり実行していただく必要があるかと思つてございします。労働者に対してたいへん理解の深い、熱心な労働大臣ですから、当然そういうことについては前向きに御努力される御意思を持っておられると思ひますが、それについて総合的な前向きな御答弁をひとつお願いいたしたい。

○石田国務大臣 私には失業対策事業というやうなものがいままで国の制度の中にあることは喜ばしいことだと思つておりません。でき得る限りそういうところに行かないで、定職について、そうして安定した仕事についていただくように努力をする。これが労働の基本的目標だと思つております。しかしながら、それだからといって、他のいろいろな条件、年齢とかなんとかそのほかのいろいろな条件があります。そういう条件で他の定職につくと言ひ言ひしても困難な人々がたくさんおるのであります。そういう人をそのままにしておいて、労政の方向はこっちだからこつちへみんなどう一ぺんに向けていくのだという方針をとれないことも言ひやうでないであります。した

がつて失業対策事業法、職安法その他の改正にきましては、その基本方針にのつとつて御協賛を得たのであります。その後の行政もその基本的な方針に従つてやつておるつもりでございします。○八木(一)委員 時間をお互いに節約しますのので、御質問申し上げたことにひとつ御答弁願ひたいのです。

その失対二法の精神並びにそのときに趣旨を説明された政府側の意見発表、また質疑に対する答弁、またその後における運用に関する国会の論議を通じて労働大臣が——前労働大臣でございします。が、約束をされたこと、それについては現労働大臣の石田さんは当然それを引き継いでおやりになる、またそれ以上に労働者に対してあたたい配慮を持つてやられるというお気持ちで行政をやつていただく必要があるかと思ひますが、それについてどうお考えでございしますか。

○石田国務大臣 そのとおりでございします。○八木(一)委員 失対事業の直接の問題のもの一つ前に就職促進措置という問題があるわけでありまして、その就職促進措置を適用する問題について、失業者というものをいかに認定するかという問題が行政上の大きな問題になっております。この失業者の認定については、いま労働省の行政では家庭の主婦あるいは十四日以上働いていない日雇い労働者というものを失業者と認めないというやうな方針をとつております。これは非常に不適当なことであらうと思つております。家庭の主婦であらうと、十四日以上の日雇い労働に働いていない人であらうと、失業者として就職促進措置を受けたい、失業者の認定を受けたいという意思表示をした以上は、これは当然そのやうな失業状態にある。安定雇用あるいはまたその前段である何といひますか、就職促進措置を望んでいるという者に対しては、当然それを失業者として認定をして当該の行政をやる必要があるかと思つてわけです。それについて石田さんはどうお考えですか。

○石田国務大臣 でき得る限り就職促進措置に大ぜいの人を適用させるやうに努力をすべきだと思ひますが、その認定や行政の実施にあつてはやはり客観的基準があると思ひます。具体的な客観的基準の設定、行政の措置については職安局長よりお答えいたします。

○八木(一)委員 局長の答弁はあとでよろしゅうございします。客観的基準というものがあつてもその基準を労働者がほんとうの、さつき申し上げましたやうに失対二法の精神あるいはまた国会の答弁の内容に従つてやつておられないことは困るわけにございします。一方的に客観的な基準というものをきめられては困るわけです。実際の基準といふものは何か。国民を善良な国民として考えていくことが行政の要諦だらうと思つて。いかなる制度においても一万人に一人くらいはいろいろな規定の裏をくぐつて得をしようという人がありますけれども、その一万人分の一を対象として九千九百九十九人に迷惑がかかるやうな、そのやうな国民を信頼しない行政をする。これは行政の担当者としてはいけないことである。しかも特に労働者といふのは働きたいという人に対して、そういう行政を行なうといふことだつたら非常に間違ひだらうと思つて。家庭の主婦であらうと、これは当然日本国民として労働する権利があります。労働する意思があつて、そしてその職場がないから失業者として認定をしてほしい。その就職促進措置をするために認定をしてほしいと言われたときには、これは本則としてそれを認定することが当然だらうと思つて。それが逆に、いまの行政では家庭の主婦であつてはならない。その中の、ごく厳格な条件をつけて、これこれの人だけは特別に考えられるけれども、それ以外のときは家庭の主婦は失業者として認定しないといふやうな行政が行なわれている。本来転倒の行政が行なわれている。それを労働大臣が労働行政のほんとうに大きな見地から、働きたい者が働く職場を得る努力に対して労働者がほんとうに好意的なサービスをする。それに対して対処するといふ考え方でやつていただく必要があるかと思つてございします。家庭の主婦といふことも、あるいはとにかくそういうことを

望んできた者については失業者として認定をして就職促進措置を行なうということが本則でなければならぬ。それが逆にいつてゐるわけですね。それについて労働大臣が指導をされてその逆転をして行政をほんとうの姿に戻すやうにひとつやつていただきたいと思つております。

○石田国務大臣 客観的基準が労働省の一方的判断であつてならぬことは言うまでもないことである。客観的基準といふのは一方的でないことを言うのであります。したがつて、客観性を持つやうな判断をするやうに行政指導をいたします。

それから、家庭の主婦の問題であります。これはやはり原則として失業者でないと思ひます。ただし、その場合、就職促進措置を受けるべき者、あるいは受けさせてあげるのが適當であると思われる者、その認定の基準について御議論があれば承りもいたしますし、実情に沿つて指導もいたします。

○八木(一)委員 そのことところが問題でして、だれも家計が苦しくなくて働かなくていい普通の家庭の主婦が、このむずかしい職安に来て、やつてもらいたい、失業者として認定をしてもらいたいなどと言ひません。働いて収入を得る必要があるから来るわけですから、家庭の主婦といへども、職安に来て失業者として認定をしてほしいと言つた以上は、これは失業者であると認定するものが本則である。その中に一万人に一人くらいあるにしても、十萬圓くらいの収入があるのにやつてきたといふのがあれば、あなたは失業者ではありませんといふやうなことを言つてもいいけれども、逆にやつておるわけですね。そういうことで家庭の主婦でも、とにかく職安に来て失業者として認定をしてほしいといふものは、本則として失業者であるかと思つてわけでありまして、それについて……

○石田国務大臣 その認定の基準についていろいろ具体的にすること、それはけっこうです。だけ

れども、やはり家庭の主婦というのは失業者でないという原則の上に立ってそうして実際お困りの人たちがこの制度を使つていただくように、運営の上において不適當なことは改めていく。現に制度上いろいろ家庭の主婦でも受けられるようになっておる。こまかいことは私は知りませんが、なつておるはずだと存じます。

○八木(一)委員 その原則を、それでは労働省のほうへ、家庭の主婦は原則として失業者でないという立場に立ってごく例外のみを認めるということにしておるのであるというふうになつては理解をいたします……

○石田国務大臣 ちょっと私の答弁は違います。私は、家庭の主婦というものは原則として失業者であると思ふべきものではないと思ふます。しかしそのごく少数について例外を認めるという、ごく少数という答えをした覚えはありません。

○八木(一)委員 労働大臣の答弁について言つておるのではなしに、労働省のいまの行政に対する私の主観を言つておるわけですから、ですから一々答弁をいただいておると時間がなくなりまうから……

実は家庭の主婦というものが本則として失業者でないというところは一応譲つてもよろしい。しかし家庭の主婦であつて、職安に来て失業者の認定をしてほしい、就職促進措置をとつてほしいと申し出たら、本則として失業者でなければならぬ。当然そんなところにやかましいことをいわれる労働省の安定所に、働かなくても暮らしていける奥さんが来るはずはない。そういうところに失業者として認定をしてほしい、就職促進措置をとつてほしいと言つてきた家庭の主婦は本則として失業者として認めて、その中で特にそうでないものがあれば、これは一部を排除してもしかたがあるまいけれども、本則としてはそれを認めるということをするのが当然この両法のたてまえである。また労働大臣としてそれに対する判断をされるのが筋であらうと思う。それについて労働大臣の御見解を承りたい。

○石田国務大臣 就職促進措置というものは国の予算による手当があります。その手当を支給いたしますときには、やはり一定の基準がなければならぬと思ひます。ただ申し出ただけで手当を支給するといふわけにはまいらぬ。したがつて、一定の基準が必要と思ひますが、その一定の基準はできるだけ限られておる方々に役に立つような基準でありたいと思つております。

○八木(一)委員 もちろん手当があることは私も承知をいたしております。しかしながら、その手当をもらうためには、たとえば訓練所に行つてほんとうに働かなければならぬわけですから、うではなくて、また委託を受けたところで働かなければならぬ、それがなくとも、毎日職安に顔を出して、職安所長からいろいろむずかしいことを聞いて理解をしてそれについて努力をしなければならぬといふことになつておる。ですから、そういうふうにはほんとうに家計上働いて収入を得る必要がない人がそういうことで来るところではないのだ。それを知りつゝそこで失業者として認定をしてほしい、就職促進措置をとつてほしいという人は、家庭の主婦といへども本則として失業者である。ただし、それにほんとうの意味で便乗したようなものがあれば、これはそこで幾ぶんのチェックがあつてもしかたがないと思ひますが、いまは逆になつておる。家庭の主婦については本則として失業者でない。だんなさんが死んだ場合、直前に首を切られた場合以外は、その奥さんは失業者でないといふふうになつておる。そこを本則に戻していただきたいと思ふ。それについて労働大臣のさらに前向きな御答弁を願ひたい。

○石田国務大臣 もう一つ大切なことは、就職促進措置をするためには働けるような状態であるかどうかといふことであります。働けるような状態であるければ生活保護の対象になるわけでありまう。そういう認定のしかたもございませう。できるだけ行政の実施の上においてはほんとうに困つておる人に迷惑をかけないようにする行政指導はいた

します。しかし国の予算を預かつて実行している上でありまうから、無基準に行なうわけにはまいりませう。

○八木(一)委員 それじゃ労働大臣、あれですか、区切りだけつけておきます。そこで、労働大臣と私のこの論争は次にお預けするとして、お預けはしますけれども、私の主張を全部言うわけじゃなしに、その中で、具体的にたゞえば家庭の主婦であつても労働省の言うような厳格な基準の、たとえばだんなさんが死んだ場合、あるいは失業した場合以外はだめだといふようなことではなしに、実情に即して、その人が失業状態にある、その人が働く状態にあり、そして働いて収入を得る必要があるといふときには、家庭の婦人も失業者として認定をする、行政的に認定をするといふことについてひとつ前向きな御答弁を願ひたい。根本的な論争はまた次に譲ります。

○石田国務大臣 先ほどからお答えをいたしておりますと通り、本制度の運営の趣旨にかんがみまして、家庭の主婦でありましても、ほんとうに働かなければならぬ場合、また同時に、働かざる状態にある場合、そういう人々を救済するいは対象とし得られるような行政措置をとつてまいりたい、こう考へております。

○八木(一)委員 それでは次の機会に続いてやりまうから……

委員長に委員長代理からおつしやうていただきます。どういふ行き違ひがあつたかは知らないけれども、私としては、四時に労働大臣がいなくなるといふことは一切予想をしない。少なくとも一時間半ないし二時間は労働大臣と根本的にこの問題について論議をして、そして問題の方向をただそうといひたしておつたわけですから、政府委員がおられますけれども、政府委員については、これは政府委員のいまやつていられる行政措置について、この法の精神から見ればはなはだ不適當だと思はれることを労働大臣について質問をしようと思はれるわけです。ですから、労働大臣がいなければ質問はほんとうに意味が激減するわけですから、ですか

ら、四時にテレビ放送をするとか、そういうようなことは、労働大臣の立場も、フジテレビの立場もありまうから、きようは隠忍自重いたしましたけれども、質問者にそういうことを連絡なしに、わが党の理事にも連絡なしにそういうふうになつておるような答弁者の日程を約束をしようといふから、今度そういうことは絶対ないようにしていただきたいわけですから。

○蔵内委員長代理 委員長に御趣旨のほどは伝達いたします。

○八木(一)委員 続いて少しは質問しますけれども、労働大臣への質問が本旨でございませうから、できるだけ早い機会にこの続きをやる時間を委員長としてはぜひともとつていただきたい。与党の理事諸君は非常に理解のある人々たちですから、どんなことがあつても、たとえばかの時間を削減してもこの時間を至急に、緊急にたくさんとつていただくといふことをお約束をいただきたいと思ひます。

○蔵内委員長代理 御趣旨のほどは委員長によく伝達いたします。

○八木(一)委員 では政務次官を中心に御質問を申し上げたいと思ひます。

いま石田労働大臣といふいろいろと質疑応答をいたしておつたわけでございますが、そこで石田労働大臣の言われたことは、家庭の婦人は原則として失業者ではないといふことであります。私は、家庭の婦人といへども、職業安定所に失業者としての認定を求め、就職促進措置を希望した者、これは本則として失業者であるという立場でいろいろと質疑応答をしておつたわけですから、その問題について、ひとつ政務次官の御意見があつたら伺つていただきたいと思ひます。また労働大臣として御協議になるのでしたら、その御答弁は無理にきようとは申し上げませんけれども、少なくとも先ほど具体的な問題としてそういう論議はいま平行線をたどつておりまするけれども、家庭の主婦が失業者として認定を希望し、そ

それから就職促進措置を希望した者については現在労働省がやっているように、たとえば主人がなくなつた場合、主人が失業した場合のみ失業者として認定するというものではなしに、その実情に応じてこの家庭の主婦の失業認定を、希望の人については十分にその人たちの実情においてこれを失業者として認定をして、就職促進措置をとるという行政措置を直ちにこなしていただきたいと思ふわけである。それについて労働大臣は概括的にそれに近い御答弁をされたわけでございますが、労働政務次官から、労働大臣にかつてそのことをすぐに実施するという御答弁をぜひいただきたいと思ひます。

○始閣政府委員 労働大臣が御答弁申し上げたとおりでございまして、職業安定所に失業者としての登録を希望して、就職促進措置の取り扱ひを得たいというのを、すべてそういう扱いにするわけにはまいらぬのでありますが、これにつきましても、客観的な一定の基準によって措置をいたしたい、このように存じております。

○八木(一)委員 客観的な基準ということばが私どもにとっては非常に不満足です。客観的な基準というものをいままでどういうふうに行つておられるか、実際のところ労働省の職安局関係の行政官がかつてにきめたことを客観的な基準といつてゐるわけですか。客観的な基準について主観的な判断をしてゐるわけですか。客観的な基準ということばは悪くありません。悪くありませんけれども、その認定を主観的に判断をしてゐるわけでも、その認定を客観的に判断をしてゐるわけでも、ほんとうのことがわかつてゐるのは当人であり、その当人がいかに非常に生活が苦しくて食えない、ぜひ働きたい、ところが就職先がないからその失業者としての認定をして就職促進措置をやつてもらいたいというところは、人間が善人であればその人が一番よくその状態を知つてゐるわけですから、それを労働省の職安局長がそうではないといふことでこれを弄ることがあれば、労働省のお役人の主観的判断によつてこれが行なわれてゐる。就職をして働きたいといふことは日本国民の

固有の権利である。婦人だからいけない、男子だからいいということになりますと、憲法の性別の差別を禁止した条項にも違反するわけですから。家庭の婦人がだんなさんの収入で暮らして、子供を養育をしてゐるというところは私どもは具体的に認めますから、そういう点については家庭の婦人が一切失業者であるといふことの表明はいたしませんけれども、少なくとも職業安定所にその希望を申し出た者は、これは当然そのような憲法に定まつたような、すべての国民は勤労の権利を有する、男女の差別はないといふ憲法の規定に従つて、同じく失業者としてこれを扱うことが国の政治の本道からいって当然であり、また労働者の雇用について

ほんとうに親切に熱心にサービスをしなればならぬ労働省として当然のことではなければならぬと思ふ。それを客観的な基準というようなことをつくり出して、しかもそれを主観的に判断をして、本人が切実に希望してゐるのにそれを取り上げないといふことがあつては、憲法の条章の非常な大きな違反であります。そういうことを、労働政務次官が、職安局長がこれまで行政上やつております、それを聞いて、そのまま御答弁になつてはならない。労働大臣にかつて労働政務次官は、憲法の条章に従つて、また労働省のほんとうの任務に従つて失業の認定を受けたいといつてきた者に対しては原則として失業者として認定をする。その中で特別に状況が違ふという判断がほんとうに客観的に認められた場合にのみこれを扱わなければならない。その本則を逆転してゐたかなければならぬ。そういう意味で——ちよつと労働政務次官、人がしゃべつてゐるときは聞いていていただきたい。打合せは御答弁の前になつてゐるわけですが、聖徳太子ぐらゐりつぱな方だと思ひますけれども、両方やつたらやはり半分しか印象が残るから……そういうことですから、この論争はいろいろ続きますけれども、具体的に、労働大臣の御答弁でも、家庭の婦人でもそういうふうな失業の認定を希望した場合には、いままのようになんさんが死んだ場合、

だんなさんが失業した場合、それ以外はだめですといふふうにつけ飛ばすのではなしに、その実態に応じて失業者としての認定をし、失業者としての就職促進措置をやるということをやつていただくことは、これは最低限の問題であり、この問題については直ちにそのとおりやるという御答弁を、ぜひ政治家としての労働政務次官の確かな判断によつて、そしてまたすなおな判断によつて御答弁をいただきたいと思ふわけであり、

○始閣政府委員 大臣が御答弁を申し上げたとおりでございまして、失業者としての就職希望を申し出た者を直ちにすべて就職促進措置の適用を受けさせようというわけにはまいりませんが、と同時に家庭婦人であるからという理由だけですべて断られるという趣旨でもございせんので、客観的にまゐつております基準を客観的に解釈して適用してまいりたい、このように存じております。

○八木(一)委員 前段はいいのですよ。後段、いまそうやつてゐないから、そのような間違つた行政を正すために質問をしてゐる。だから、いままでやつてゐることを完全に百点満点だといふ御答弁であつてはならない。そういう事実が必要であれば事実をどんなに持つてまいります。何十時間でもその事実を明らかにいたします。そういう間違った行政があるのを、法律の精神に従つて、政府が国会で約束した精神に従つて、その行政のあやまちを改めていただくために質問をしてゐる。それを、いまやつてゐることが正しいといふような御答弁が入つては、何にもいままでの論議をやつた意義がないわけですから。私の言つてゐることが間違ひであれば堂々と反論をしていただけない。しかし私の言つてゐることに反論がないならば、そうすることに於いて実際にやつていくといふことを制約なしに答えていただかなければならぬと思ふのです。職安局長に聞かれて、いまその意味でやつておりますから心配はないといふことは困るのです。そうじゃないやうにやつてゐるからこういう質問があるわけですから。そういう意味

で、すなおに端的に——私の申し上げたように、家庭の主婦といへども、職業安定所に失業の認定をしてもらいたいといふ場合は、これは御主人がなくなつたとか失業したとかいふ問題に限らず、その実情に照らしてこれに失業の認定をするといふことを即刻やつていただくという御答弁をぜひお願いしたいと思ひます。

○始閣政府委員 先ほど大臣が申し上げ、また私も申し上げたのでございまして、実際の職業安定所の窓口における取り扱いが、いま申し上げたことと違つておるということでございますれば、実情を調査いたしましてこれを是正したいと思ひます。

○八木(一)委員 その次に、同じ問題で、十四日以上日雇い労働をしてゐる者については失業者として認定をしないといふような非常に不適切な基準をきめて労働省はこの行政を行なつてゐる。日雇い労働者といふのは非常に不安定な雇用で、そして賃金も少ないわけですから。そういう人たちはこの不安定な状態からぜひ抜け出して、希望を持つて働きたいといふことで、常用雇用、安定雇用を促進する就職促進措置を受けたいといふわけでは、職業安定所に参りまして、君は十四日雇いで働いてゐるから失業者じゃないんだからそういう措置はとらないといふことで、これを受け付けないわけですから。労働政務次官がすなおに端的にお感じになるのとおり、日雇い労働で不安定な人が常用雇用、安定雇用に使ひたいといふことは当然なことであり、また労働省として、そういう人を安定雇用、常用雇用に変へることをしなればならぬ。この労働省の非常な大きな任務であり、この労働省の出先である職業安定所はこれを飛ばすわけでは。十四日以上、そういうことを職業安定所はやつてゐるわけですから。そういううちから来つて就職促進措置を受けたといふ者は全部、人数をふやしても——安定所の人数を、ほとんど予算をとつてふやしたらいい。ふやしても全部受け

願いたい。

○始関政府委員 就職促進措置を受けました者が日雇いのほうにつけないという関係と、日雇いというものが失業保険等の関係であとまで続いておりますから、どういう状態になったら就職促進措置の適用を受けるのかというところと問題が二つあるような気がいたしますが、いずれにいたしましても、日雇いはなるべくやめて常用雇用に切りかえていきたいということが根本の方針でございますから、法律制度上の支障がない限り、そのような方向に進めていくべきものであろう、こういうふうに考えております。またそういう意味で検討したいと存じます。

○八木(一)委員 たいへん前問きの答弁でけっこうでございますが、法律的にはそういうことは一つも書いてない。ただ労働省の中で有馬さんの名前や何かで通達を出してやっている。ですから、政務次官が直ちにそれをやめようといって、その通達を変えられれば一べんにできるのです。ですからあすにでもそれを行っていただきたい。検討するといつて、大臣と御相談になろうと思っておりますから、この次の質問のときに聞きますから、この次にはその通達を出したという御答弁をぜひしていただきたいと思ひます。それについての最善の努力を続けていただきたいと思ひます。

○始関政府委員 複雑な内容を持った問題につきまして、しろうとの私があまり断定的なことを申し上げることはいかかと思ひますので、十分に検討いたしたいと存じます。

○八木(二)委員 いつも実は非常に敬意を払っている委員長ですが、きょうは委員長に一つだけ不満なことがあります。というのは、労働大臣が四時にお歸りになることを、委員長が委員長代理が言われて、四時半私が質問したらすぐ石田君が姿を消したわけです。それで準備がむだになったわけですが、最近の機会でかなりの時間この問題について労働省と徹底的に論議をする場をぜひ委員長のはうでつくっていただくことをお願いして、残念ですけれども、質問の五分の一くらいしか済

んでおりませんけれども、きょうはこれで質疑を打ち切りにいたしたいと思ひます。

○松澤委員長 よくわかりました。

本日はこの程度にとどめ、次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十八分散会

昭和四十年五月一日印刷

昭和四十年五月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局